

金沢都市計画地区計画の決定（野々市市決定）

都市計画野々市市郷二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	野々市市郷二丁目地区 地区計画	
位 置	野々市市郷二丁目の一部	
面 積	約 1.3ha	
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、野々市市の北西部に位置し、J R北陸本線及び白山市との行政界に隣接している。周辺は工業系の土地利用が進んでいる地区である。本地区計画では、工業地として利便性向上と周辺環境との調和を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、工業地区として適切な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度などを定める。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、及びかき又はさくの構造の制限を行い、利便性に優れた工業地が形成されるよう誘導する。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、地区計画の都市計画決定時に現存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を建築する場合はこの限りではない。 1. 建築基準法別表第2（わ）項に掲げる建築物 2. 店舗、飲食店その他これらに類するもの 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. 巡査派出所、一定規模以下の郵便局等その他これらに類するもの 5. 神社、寺院、教会等その他これらに類するもの 6. 公衆浴場、診療所、保育所等その他これらに類するもの 7. 老人福祉センター、児童厚生施設等その他これらに類するもの 8. 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	250m ²
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれらに代わる柱等の面までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。ただし、建築設備についてはこの限りでない。 (1) 道路境界線からの距離は1.5mとする。 (2) その他公共用地、道路隅切線、隣地境界線からの距離は1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	18m
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 周辺の景観等と調和するもので、都市景観形成上支障がないものとする。 2. 広告物は、都市景観上支障のない様に美観、大きさに配慮し、次に掲げるものとする。ただし、管理上、防犯上必要なもの又は非営利目的の公共的なものについてはこの限りでない。（広告物の用語の定義は、いしかわ景観総合条例に準ずる。） (1) 自立広告物の高さは10m以下とし、設置位置は道路境界線から0.6m以上後退した位置とする。 (2) 突出広告は、外壁から突出する部分を1m以内とし地盤面からの高さを3m以上に設置するものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する敷地にかき又はさくを設ける場合は次に掲げるものとする。 隣地境界に設置するフェンス等についても、道路境界線から0.6m以上後退する。 (1) 道路境界線から0.6m以上後退し、かつ、その間は高さ0.6m程度の緑化（花壇を含む。）に努めるものとする。 (2) 高さは、道路面から1.5m以下とし、石積、レンガ等は0.6m以下とする。
		土地利用に関する事項	敷地内は、中木、高木等の植栽を施し、緑化の推進を図る。

「位置図及び区域は計画図表示のとおり」

理由： 野々市市郷二丁目地区の市街化区域への編入及び用途地域の指定に合わせて、野々市市郷二丁目地区に地区計画を決定する。